



平成 17 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ユー・エス・エス
代表者名 取締役社長 服 部 太
(コード番号 4732 東証・名証第 1 部)
問合せ先 取締役 山中 雅 文
統括本部財務部長
(TEL. 052 - 689 - 1129)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 17 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施を目的として新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 17 年 6 月 28 日開催予定の当社第 25 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社ならびに当社連結子会社の取締役、使用人および顧問（当社または当社連結子会社と顧問契約を締結している顧問に限るものとし、以下、同様とする。）の連結業績の向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、以下の 2. に記載の発行要領に基づく新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社ならびに当社連結子会社の取締役、使用人および顧問

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 300,000 株を上限とする。

なお、下記(3)により付与株式数(以下に定義する。)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

30,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 10 株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勧告の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げ)もしくは発行日の終値(当日に終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額(以下、「行使金額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価格を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使可能期間

平成17年6月29日から平成21年10月31日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社または当社連結子会社の取締役、使用人または顧問のいずれの地位をも有さなくなった場合は、新株予約権割当契約に定める場合を除き、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行行使することができない。

その他新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定するものとする。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

上記(7)に定める行使の条件を充たさず、新株予約権を行使できないこととなった場合、当該新株予約権を無償で消却することができる。

当社が合併により消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合または当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

(注) 上記決議は、平成17年6月28日開催予定の当社第25期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上